

東京造形大学 学則

第 1 章 総 則

(目的)

- 第 1 条 東京造形大学（以下「本学」という。）は、デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の技能、理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造、産業の発展、国家社会の福祉に貢献することを目的とする。
- 2 本学の学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(自己点検及び評価)

- 第 2 条 本学は、前条に規程する目的を達成するため、教育・研究活動の状況について自己点検及び評価を行い、教育・研究水準の維持向上に努める。
- 2 前項の自己点検及び評価の実施等について必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第 2 条の 2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を組織的に実施するものとする。
- 2 前項の教育内容等の改善のための組織的な研修等の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(学部・学科、大学院及び収容定員等)

- 第 3 条 本学に造形学部及び大学院を置く。
- 2 前項の造形学部（以下「学部」という。）に、デザイン学科と美術学科を置き、収容定員等は次のとおりとする。
- | | |
|--------|--|
| デザイン学科 | 1168 名（入学定員 285 名）
（3 年次編入学定員 14 名） |
| 美術学科 | 390 名（入学定員 95 名）
（3 年次編入学定員 5 名） |
| 合 計 | 1558 名（入学定員 380 名）
（3 年次編入学定員 19 名） |
- 3 大学院については、別に定める。

(図書館)

- 第 4 条 本学に附属図書館（以下「図書館」という。）を置く。
2 図書館については、別に定める。

(美術館)

- 第 5 条 本学に附属美術館（以下「美術館」という。）を置く。
2 美術館については、別に定める。

(事務局)

- 第 6 条 本学に事務局を置く。
2 事務局組織については、別に定める。

(職員及び職務権限)

- 第 7 条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、並びに事務職員及び技術職員その他の職員を置く。
2 学長は、この学則に定める職務を行い所属職員を統督する。
3 学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、並びに事務職員及び技術職員その他の職員の職務は、学校教育法、その他の法令及び本学の諸規程に定めるところによる。
4 職員の任免その他の人事については、別に定める。

(名誉教授)

- 第 8 条 本学は、教授であった者に対し、名誉教授の称号を贈ることができる。
2 名誉教授については、別に定める。

(図書館の長)

- 第 9 条 図書館に館長（以下「図書館長」という。）を置き、本学の教授をもって充てる。
2 図書館長については、別に定める。

(美術館の長)

- 第 10 条 美術館に館長（以下「美術館長」という。）を置き、本学の教授をもって充てる。
2 美術館長については、別に定める。

(教授会の組織と招集等)

- 第 11 条 本学に、教育研究上の重要な事項を審議するため、教授会を置く。
2 教授会は、学長、学部長、教授、准教授及び助教をもって組織する。

- 3 教授会には、学長が必要と認めた事務・技術職員が出席することができる。
- 4 教授会は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長が教授会構成員を議長として指名することを妨げない。
- 5 教授会は、構成する現在員の2分の1以上の出席をもって成立するものとし、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 この学則に規定するもののほか、教授会に関して必要な事項は、別に定める。

(教授会の審議事項)

第12条 教授会の審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部・学科の設置又は廃止及び定員に関する事
- (2) 教授・准教授・講師・助教・助手等の任免・休職・復職・退職等人事案に関する事
- (3) 教育課程の編成、授業科目の設置・廃止等に関する事
- (4) 授業及び試験等教育と単位の認定及び課程修了等教育に関する事
- (5) 学生の入学・卒業・休学・退学・復学・除籍及び留年等に関する事
- (6) 学生の生活指導・奨学・就職・福利厚生その他健康管理等に関する事
- (7) 学生の表彰及び懲戒に関する事
- (8) 科目等履修生・研究生・委託生・聴講生等に関する事
- (9) 学則その他学内諸規程の制定・改廃等に関する事
- (10) 研究計画・受託研究・共同研究・その他研究に関する事
- (11) 教育・研究活動の自己点検・改善計画に関する事
- (12) 教育・研究計画と予算案に関する事
- (13) 学長候補者選考、学部長の選考、その他委員選考に関する事
- (14) 学長及び理事会の諮問事項、その他学長が必要と認めた教育研究に関する重要事項

(学生委員会)

第13条 本学に学生委員会を置く。

- 2 学生委員会は本学の教授、准教授、助教及び事務職員をもって組織し、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 学生生活に関する事項
 - (2) 学生の就職に関する事項
- 3 学生委員会は、学生委員会委員長が招集し、その議長となる。

第14条 教授会及び学生委員会については、この学則に定めるもののほか別に定める。

第 2 章 学 事

(修業年限及び在学年限)

第15条 本学の修業年限は4年以上とする。ただし、在学期間は8年を越えることができない。

(学年度及び学期)

第16条 学年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年度は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日に始まり、9月30日に終わる。

後期 10月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 学長は、前項に定める学期については、事情により、学期の数又は期間を変更することがある。

(休業日)

第17条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日(10月20日)

(4) 春期休業日(3月21日から4月10日まで)

(5) 夏期休業日(7月11日から8月31日まで)

(6) 冬期休業日(12月20日から翌年1月10日まで)

2 学長は、前項に定められた休業日のほかに臨時の休業日を設け、又は事情によりこれらの休業日、又は期間を変更することができる。

(入学、休学及び復学の許可)

第18条 本学に入学しようとする者もしくは本学の学生で休学又は復学しようとする者は、第22条第1項、第25条第1項又は第28条の定めるところにより学長に願い出て許可を受けなければならない。

(入学の時期)

第19条 入学の時期は学年度の初めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 専修学校の高等課程(就業年限が3年以上であることその他の文部科学省が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(旧制諸学校を卒業した者等)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により、高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)資格検定に合格した者
- (8) 本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者検定)

第21条 入学者検定は、受験者の人物、学力及び身体について行う。

- 2 入学者検定を受けようとする者は願書、履歴書、前条各号の一に該当することの証明書、その他別に定める書類に別表第4号に定める入学検定料を添えて学長に願出しなければならない。
- 3 入学者検定については、本条に定めるもののほか別に定める。

(入学の手続き)

- 第22条 入学の許可を求める者は、前条の入学検定に合格したうえで、別に示す期日までに、第24条に定める保証人と連署の誓約書、その他別に定める書類に第46条に定める入学金、授業料及びその他の学費を添えて提出しなければならない。
- 2 前項に定める入学の手続きをしない者に対しては、入学を許可しない。

(学籍)

- 第23条 前条第1項に定める入学の手続きをした者は、本学の学籍に入れ、学籍簿に登録する。
- 2 前項の定めるところにより本学の学籍を有する学生は、この学則その他別に定める規定に基づき、学生の身分に伴う権利を有し義務を負うものとする。

(保証人)

- 第24条 保証人は2名とし、(内1名は東京都内在住者とする。)それぞれの保証する学生が本学の学生としての本分を守り、学習研究に努め及び学費の負担に欠けることがないようにするために責任を負うものとする。
- 2 前項の保証人のうち1名は、学生が未成年者である間は、法定代理人でなければならない。
 - 3 保証人は、その住所及び身上に異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。
 - 4 学生は、保証人が死亡し又は保証人がその資格を失ったときは、すみやかに保証人を定めて届け出なければならない。この場合当該保証人は、元の保証人が死亡し又は保証人の資格を失ったときにさかのぼって、第1項に定める責任を負うものとする。

(休学)

- 第25条 欠席の期間が2ヶ月以上にわたる者は、保証人連署のうえ学長に願い出て休学することができる。
- 2 前項の者は、願書に、休学の理由が病気である場合は、医師の診断書を添え、休学の理由が一身上の理由である場合は、保証人の理由書を添えて学長に願い出なければならない。
 - 3 前項の理由があっても、後期授業終了後の休学は認めない。
 - 4 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないと認めた場合は、前項に定める休学の願い出をまたず当該学生を休学させることができる。

(休学の期間)

- 第26条 休学の期間は、1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由のある場合は前条第2項の手続きを経て引き続き休学し、又は休学させることができる。
- 2 休学の期間は、修学年限内に通算して、2年を超えることはできない。

(休学期間中の授業料の徴収免除)

- 第27条 休学し又は休学を命ぜられた者については、休学の最初の日の属する月の次の月から休学期間の満ちた日の属する月の前の月までの授業料の半額を免除する。

(復学)

- 第28条 休学者は、学年のはじめでなければ復学することができない。また、休学者が復学しようとするときは、復学願いにより学長に願い出てその許可を経て復学することができる。

(編入学)

第29条 次の各号の一に該当する者で、本学の相当学年に編入学しようとする者は、所定の手続きを経て許可を受けなければならない。

- (1) 大学を卒業した者、又は2学年以上在学し退学した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専門士の称号を授与された者、又は修業年限が2年以上で、かつ、その他文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了し、所定の基準を満たす者
 - (4) 他の大学に2学年以上在学中の者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、法令で定める者
- 2 学長は前項の者につき、必要な選考を行い、定員の範囲内で教授会の議を経て編入学を許可することができる。
- 3 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに編入学年については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 4 第1項の者については、本学則を準用する。
- 5 編入学については、本条の定めるもののほか別に定める。

(転学科等)

第30条 本学の学生で他の学科等に転学科等しようとする者は、所定の手続きを経て許可を受けなければならない。

- 2 学長は前項の者につき必要な選考を行い、本学の教育研究に支障のない場合に限って、教授会の議を経て転学科等を許可することができる。
- 3 転学科等については、本条の定めるもののほか別に定める。

(転学)

第31条 本学の学生で他の大学の相当学年に転学しようとする者は、理由を具し、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の者につき、その理由を審査し、その結果に基づき教授会の議を経て転学を許可する。
- 3 転学する学生は、転学した日の属する月までの授業料等を納付しなければならない。

(退学)

第32条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の退学願書に学生証を添えて学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の者につき、その理由を審査し、その結果に基づき教授会の議を経て退学を許可する。
- 3 退学する学生は、退学した日の属する月までの授業料等を納付しなければならない。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て除籍することができる。

- (1) 在学期間が所定の年数を超えた者
 - (2) 第26条第2項に定める休学の期間を過ぎても復学について願い出のない者
 - (3) 授業料を滞納し、2ヶ月を経過した者
 - (4) 死亡又は2年以上行方のわからない者
- 2 転学又は退学した学生については、第23条第1項に定める学籍から除くものとする。

(再入学)

第34条 学則32条による退学者、又は第33条による除籍者が、再入学しようとする場合には、学長は教授会の議を経て許可することができる。

2 再入学については、本条に定めるもののほか別に定める。

(教育課程)

第35条 本学の教育課程は、教養科目、造形基礎科目、ハイブリッド科目、サステナブルプロジェクト科目、専門科目及びゼミナール並びに教職に関する科目と、学芸員に関する科目とにより、学科毎に編成する。

2 各学科の授業科目及び単位数は別表第1号に示すとおりとし、教職に関する専門教育科目等は別表第2号に、学芸員に関する専門教育科目等は別表第3号に、それぞれ示すとおりとする。

3 開設する授業科目は、学科によって、それぞれ必修・選択必修及び自由選択に区分する。

(単位の計算方法)

第36条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果並びに授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に示す基準によって計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技の科目については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、卒業研究・卒業制作については、これらの学修の成果を評価して、別表教育課程に定める単位数を与える。

(修得単位数)

第 37 条 本学の学生は、4 年以上在学し、第 35 条に規定する教育課程については、別に定めるところにより、124 単位以上を修得しなければならない。

- 2 教育課程の配当年次において、教授会が定める授業科目の単位を修得できなかった者は、留年とし、再度その年次において履修しなければならない。

(教職課程及び学芸員課程)

第 38 条 教育職員免許状又は学芸員の資格を修得するためには、前条に規定する単位のほか、それぞれ、法令の定めるところによる教職に関する科目と教科に関する科目、又は博物館に関する科目を修得しなければならない。

- 2 前項により、本学で修得できる教育職員免許状の種類並びに学芸員の資格は次の各号に掲げるとおり。

- (1) デザイン学科・美術学科

- 美術 高等学校教諭一種普通免許状、中学校教諭一種普通免許状

- 工芸 高等学校教諭一種普通免許状

- (2) デザイン学科・美術学科

- 博物館学芸員の資格

- 3 教職課程及び学芸員課程の履修等については、別に定める。

(修得単位の認定)

第 39 条 授業科目を履修した学生については、当該科目の試験又は研究報告等の成績を評価の上、所定の単位の修得を認定する。

- 2 前項の授業科目の履修及び単位の認定等については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 40 条 本学が教育上有益であると認めるときは、学生が本学へ入学する前に他の大学、短期大学、高等専門学校専攻科及びその他文部科学大臣が別に定める学修において修得した単位等の内、本学の授業科目に相当する科目単位を、教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により本学で修得した単位として認めることができる単位数は、編

入学、転学等の場合を除き、第41条による単位と合わせ60単位を限度とする。

(他大学等での修得単位の認定)

第41条 本学が教育上有益であると認めるときは、他の大学・短期大学等や本学以外の教育施設、その他文部科学大臣が別に定める学修、又は外国の大学等との協議に基づき留学する場合、本学の教育課程に相当する科目・単位を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目については、教授会の議を経て、本学の教育課程に相当する科目に限り、第40条による単位と合わせ60単位を限度として、本学で修得した単位として認めることができる。

(試験及び成績評価等)

第42条 履修した授業科目に関する試験は、原則として、每学期末又は年度末に行う。ただし、授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

2 前項による試験等の成績の評価は、S(90点～100点)、A(80点～89点)、B(70点～79点)、C(60点～69点)、F(59点以下)の5段階に区分し、S・A・B・Cを合格とする。

(教育課程修了の認定)

第43条 所定の教育課程を修了し、所定の単位を修得した学生につき、学長は、教授会の議を経て、教育課程の修了を認定する。

(卒業)

第44条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得し、前条の単位認定を受けた者について、学長は、卒業を認定し、「卒業証書・学位記」を授与する。

(学位)

第45条 本学を卒業した者に、「学士」(造形)の学位を授与する。

2 前条の学位の授与について必要な事項は、別に定めることができる。

第 3 章 学 費

(学費)

第46条 学費は次のとおりとし、納付額は別表第5号に掲げるとおりとする。

ただし、4年次再履修学生は、初年度に限り基礎授業料及び施設設備費の半額を免除する。

- (1) 入学金
- (2) 基礎授業料
- (3) 科目授業料
- (4) 施設設備費

(納付済の学費の取り扱い)

第47条 前条に定める学費については、納付の後は原則としてこれを返還しない。ただし、入学手続きを完了した者で、所定の期日までに所定の入学辞退手続きを行い認められた場合は、学費のうち入学金を除く他の納付金を返還する。また、休学の場合は免除された分を返還する。

第 4 章 科目等履修生、研究生、委託学生及び研修員

(科目等履修生)

第48条 本学学部学生以外の者で、科目等履修生として本学における一部の科目の履修を希望する者は、教育研究上に支障のない場合及び学生の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て選考の上、これを許可することができる。

- 2 科目等履修生の履修した科目について所定の試験を行ない、合格した者に対して所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生については、本学則を準用する。ただし、第15条、第37条、第40条第2項、第44条、第45条は除く。
- 4 科目等履修生の選考料、登録料及び受講料は、別表第6号に掲げるところによる。
- 5 科目等履修生については、本条に定めるもののほか別に定める。

(研究生)

第49条 研究生として、特定の事項について研究を希望する者は教育研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て選考の上、許可することがある。

- 2 研究生の選考料及び研究料は、別表第7号に掲げるところによる。

(委託学生及び研修員)

第50条 学長は、他の大学から当該大学の学生の教授研究を本学に委託したい旨の申し出があった場合又は地方公共団体その他からその所属する職員の研修を本学に委託したい旨の申し出があった場合は、委託する理由、これらの学生又は職員の学歴その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教授研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て委託の申し出に応ずる。

- 2 委託の手続き、委託料等、その他委託学生又は研修員につき必要な事項は、本条に定めるもののほか別に定める。

(客員教授及び客員研究員)

第51条 本学に客員教授及び客員研究員を置くことができる。

- 2 客員教授及び客員研究員に関しては別に定める。

第 5 章 公開講座

(公開講座)

第52条 本学に公開講座を置く。

- 2 公開講座は、デザイン又は美術の教育又は研究にたずさわる者その他一般人に対し、本学の教育を公開し、産業の発展、芸術文化の向上に資することを目的とする。
- 3 公開講座受講の資格及び手続き、受講料その他経費、公開講座につき必要な事項は、本条に定めるもののほか別に定める。

第 6 章 奨学金

(奨学金)

第53条 本学に奨学金の制度を設ける。

- 2 奨学金の制度については、別に定める。

第 7 章 厚生保健

(医務室)

第54条 本学に教職員及び学生の保健衛生を管理するために医務室を設ける。

(健康診断)

第55条 学生は毎年定められた時期に健康診断を受けなければならない。

第 8 章 賞 罰

(表彰)

第56条 性行が善良で、学習研究にすぐれた業績があり、その他とくに本学に貢献した学生に対しては、学長は、学生委員会の議を経て表彰する。

(懲戒処分)

第57条 学生として本学の規則命令に違反し又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の議を経てこれを懲戒する。

- 2 懲戒は退学、停学、訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 性行が不良で改善の見込みのない者
 - (2) 学力が劣等で成業の見込みのない者
 - (3) 正当の理由がないのに出席が常でない者
 - (4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者
- 4 懲戒処分については、本条の定めるもののほか別に定める。

附則 この学則は、昭和41年4月1日から制定・施行し、その後、昭和42年4月1日、昭和43年4月1日、昭和45年12月20日、昭和47年4月1日、昭和48年4月1日、昭和49年4月1日、昭和49年12月20日、昭和50年4月1日、昭和50年12月20日、昭和51年4月1日、昭和51年12月20日、昭和52年4月1日、昭和52年12月20日、昭和53年4月1日、昭和53年6月1日、昭和54年4月1日、昭和54年12月20日、昭和56年4月1日、昭和56年12月20日、昭和57年4月1日、昭和57年12月20日、昭和58年4月1日、昭和59年4月1日、昭和60年4月1日、昭和61年4月1日、昭和62年4月1日、昭和63年4月1日、昭和63年10月1日、平成元年4月1日、平成2年4月1日、平成3年4月1日、平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成6年4月1日、平成6年7月11日、平成7年4月1日、平成8年4月1日、平成9年4月1日、平成10年4月1日、平成11年4月1日、平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日からそれぞれ、改正・施行した。

附則

1 学則第3条の収容定員については、平成10年度から平成11年度までの入学定員の内訳を次のとおり、改める。

デザイン学科	視覚伝達専攻	120名	(恒定	80名)
	メディア造形専攻	60名	(恒定	40名)
	環境計画専攻	120名	(恒定	80名)
	小計	300名	(恒定	200名)
美術学科	絵画専攻	60名	(恒定	38名)
	彫刻専攻	40名	(恒定	24名)
	比較造形専攻	60名	(恒定	38名)
	小計	160名	(恒定	100名)
合計	460名	(恒定	300名)	

2 学則第3条の入学定員に関しては、平成12年度から平成14年度までの間、次のと

おりとする。

		(平成 12 年度)	(13 年度)	(14 年度)
デザイン学科	視覚伝達専攻	116 名	112 名	108 名
	メディア造形専攻	58 名	56 名	54 名
	環境計画専攻	116 名	112 名	108 名
	小 計	(290 名)	(280 名)	(270 名)
美術学科	絵画専攻	58 名	56 名	54 名
	彫刻専攻	38 名	36 名	34 名
	比較造形専攻	58 名	56 名	54 名
	小 計	(154 名)	(148 名)	(142 名)
合 計		444 名	428 名	412 名

- 3 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成 14 年度以前から在学しているものに対しては、従前の定めによるものとする。
- 4 前項の学則変更に伴い、学則第 3 条の入学定員に関しては、平成 15 年度から平成 16 年度までの間、次のとおりとする。

		(平成 15 年度)	(16 年度)
デザイン学科		280 名	270 名
美術学科		116 名	110 名
合 計		396 名	380 名

- 5 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 6 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行し、在学生に適用する。
- 7 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 8 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 9 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 10 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 11 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から改正・施行する。ただし、第 3 5 条教育課程・別表は、平成 23 年度以降の入学者に適用し、平成 23 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。また、第 4 2 条第 2 項については、平成 23 年度及び平成 24 年度 3 年次編入学生は従前どおりとする。第 4 6 条、第 4 7 条、及び別表第 5 号については、平成 23 年度学部 に在学する者も同年度より適用する。